

平成 2 9 年 流 山 市 議 会 第 3 回 定 例 会 議 案

8 月 3 1 日 招 集  
流 山 市

## 目 次

- 5 0 平成 2 9 年度流山市一般会計補正予算（第 2 号）
- 5 1 流山市市民投票条例の制定について
- 5 2 流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 3 流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 4 字の区域及び名称の変更について（木地区）
- 5 5 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 5 6 工事請負契約の締結について（流山市立おおたかの森小学校校舎増築工事（建築工事））
- 5 7 工事請負契約の変更について（新スポーツフィールド整備工事）
- 5 8 平成 2 9 年度流山市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 5 9 平成 2 9 年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 6 0 平成 2 8 年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 1 平成 2 8 年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 2 流山市教育、文化及びスポーツ施設整備等基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 3 流山市文化芸術振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 4 平成 2 9 年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 6 5 平成 2 8 年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 6 流山市廃棄物処理施設建設基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 7 平成 2 9 年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 6 8 平成 2 9 年度流山市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 6 9 平成 2 9 年度流山市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 7 0 平成 2 8 年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定

について

- 7 1 平成 2 8 年度流山市水道事業会計決算認定について
- 7 2 平成 2 8 年度流山市下水道事業会計決算認定について
- 7 3 流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について
- 7 4 平成 2 8 年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について
  
- 1 4 平成 2 8 年度健全化判断比率について
- 1 5 平成 2 8 年度資金不足比率について
- 1 6 専決処分の報告について

議案第 51 号

流山市市民投票条例の制定について  
流山市市民投票条例を別紙のとおり制定する。

平成29年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市自治基本条例（平成21年流山市条例第1号）第17  
条第3項の規定に基づき、市民投票の請求及び実施について、  
必要な事項を定め、市民自治を推進するためである。

## 流山市市民投票条例

### (目的)

第1条 この条例は、流山市自治基本条例（平成21年流山市条例第1号。以下「自治基本条例」という。）第17条第3項の規定に基づき、市民投票の請求及び実施について、必要な事項を定め、もって市民自治を推進することを目的とする。

### (市民投票に付することができる事項)

第2条 自治基本条例第17条第1項に規定する流山市が直面する将来に係る重要課題とは、市民及び流山市全体に影響を及ぼす事項であつて、市民に直接その意思を問う必要があると認められるものとする。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。

- (1) 法令の規定に基づき投票を行うことができる事項
- (2) 市民投票を行うことが適当でないと明らかに認められる事項

### (投票資格者)

第3条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、本市に住所を有する年齢満18年以上の者であつて、かつ、本市に住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。）から本市に住所を移した者にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定による届出をした日）から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者
- (3) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者

### (市民投票の請求)

第4条 投票資格者は、第6条第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の6分の1以上の者の連署をもつて、その代表者（以下「請求代表者」という。）から、市長に対し、市民投票の実施を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、既に請求に係る手続が開始されている場

合においては、当該請求に係る市民投票の手続が行われている間は、当該市民投票に付そうとされ、又は付されている事項と同一又は同旨の事項について、市民投票を請求することができない。

(請求の形式)

第5条 前条第1項の規定による請求に当たっては、市民投票に付そうとする事項(以下「市民投票事項」という。)が、投票資格者が容易に内容を理解できるような設問により、二者択一で賛否を問う形式でなければならない。

(請求代表者証明書の交付等)

第6条 第4条第1項の規定により市民投票の実施を請求しようとする請求代表者は、規則で定めるところにより、市民投票事項及びその趣旨を記載した実施請求書(以下「実施請求書」という。)を添え、文書をもって請求代表者であることの証明書(以下「請求代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、実施請求書に記載された市民投票事項が第2条及び前条の規定に該当すること並びに請求代表者が投票資格者であることを確認したときは、速やかに当該請求代表者に実施請求書を返付し、請求代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示しなければならない。

3 前項の規定による請求代表者証明書の交付の日以後、投票資格者でなくなった者は、請求代表者であることができない。

4 市長は、第2項の規定により請求代表者証明書を交付するときは、第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の6分の1の数を請求代表者に通知するとともに、その数を告示しなければならない。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による申請を却下しなければならない。この場合において、市長は、速やかにその理由を請求代表者に通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

(1) 第1項の規定による申請が第4条第2項又は第24条の規定に該当するとき。

(2) 第2項の規定による確認ができないとき。

(署名等の収集)

第7条 請求代表者は、署名簿に実施請求書又はその写し及び請求代表

者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、規則で定めるところにより、署名等（署名し、印を押すことに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。

- 2 請求代表者は、他の投票資格者に委任して署名等を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、実施請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写し並びに請求代表者の委任状を署名簿に付さなければならない。
- 3 請求代表者は、前項の規定により委任したときは、直ちにその旨を文書をもって市長へ届け出なければならない。
- 4 投票資格者は、心身の故障その他の事由により署名簿に署名等を行うことができないときは、他の投票資格者（請求代表者及び第2項に規定する委任を受けた者を除く。）に委任して、自己の氏名等（以下「投票資格者の氏名等」という。）を記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による投票資格者の氏名等の記載は、第1項の規定による投票資格者の署名等とみなす。
- 5 前項の規定により委任を受けた者（以下「代筆者」という。）が投票資格者の氏名等を署名簿に記載する場合には、代筆者は、当該署名簿に代筆者としての署名等を行わなければならない。
- 6 請求代表者（第2項の規定による委任を受けた者を含む。）は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、選挙の区分に応じ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項に規定する期間においては、署名等を求めることができない。
- 7 署名等は、前条第2項の規定による告示の日から31日以内でなければ、これを求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間がある場合は、当該期間を除き、同条第2項の規定による告示の日から31日以内とする。

（署名簿の提出等）

第8条 署名簿に署名等をした者の数が第6条第4項の規定により告示された投票資格者の総数の6分の1以上の数となったときは、請求代表者は、前条第7項の規定による期間満了の日（同項ただし書の規定

が適用される場合には、同項ただし書に規定する期間が満了する日をいう。)の翌日から5日以内に全ての署名簿(署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの)を市長に提出し、署名簿に署名等をした者が、次条に規定する署名審査名簿に登録されている者であることの証明を求めなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による署名簿の提出を受けた場合において、署名簿に署名等をした者の数が第6条第4項の規定により告示された投票資格者の総数の6分の1に満たないことが明らかであるとき又は前項に規定する期間を経過しているときは、当該提出を却下しなければならない。

(署名審査名簿の調製)

第9条 市長は、第6条第2項の規定による告示をしたときは、署名審査名簿(同条第1項の規定による申請の日現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。)を調製しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により署名審査名簿を調製したときは、規則で定めるところにより、その日の翌日から5日間、投票資格者からの申出に応じ、署名審査名簿の抄本(当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。)を閲覧させなければならない。
- 3 第1項の規定による署名審査名簿の調製に関し不服のある者は、前項の規定による閲覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。
- 4 市長は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、当該異議の申出を受けた日から3日以内に当該異議の申出が正当であるかを決定しなければならない。この場合において、当該異議の申出を正当であると決定したときにあつては、当該異議の申出に係る者を速やかに署名審査名簿に登録し、又は署名審査名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、当該異議の申出を正当でないとして決定したときにあつては、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。
- 5 市長は、第1項の規定により署名審査名簿の調製をした後、当該調製の際に署名審査名簿に登録されるべき投票資格者が署名審査名簿に登録されていないことを知ったときは、その者を速やかに署名審査名簿に登録しなければならない。

(署名等の審査)

第10条 市長は、第8条第1項の規定による証明を求められたときは、その日から20日以内に署名簿に署名等をした者が署名審査名簿に登録されている者かどうかの審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を書面をもって証明しなければならない。

2 市長は、前項の規定による署名等の証明が終了したときは、その日から7日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。

3 市長は、前項の縦覧に供するときは、あらかじめ縦覧の期間及び場所を告示しなければならない。

4 署名簿の署名等に関し異議のある関係人は、第2項の規定による縦覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。

5 市長は、前項の規定により異議の申出を受けた場合においては、当該異議の申出を受けた日から14日以内に当該異議の申出が正当であるか否かを決定しなければならない。この場合において、当該異議の申出を正当であると決定したときは、速やかに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、当該異議の申出を正当でないとして決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。

6 市長は、第2項に規定する縦覧の期間内に関係人の異議の申出がないとき又は第4項の規定による異議の全てについて、前項の規定による決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を請求代表者に返付しなければならない。

(市民投票の実施等)

第11条 第4条第1項の規定による市民投票の実施の請求は、前条第6項の規定による返付を受けた日から5日以内に、第6条第2項の規定により返付を受けた実施請求書に前条第1項の規定により署名の効力を証明した書面及び同条第6項の規定により返付を受けた署名簿を添えて行わなければならない。

2 市長は、前項の請求があった場合は、速やかに市民投票の実施の決定をしなければならない。

3 市長は、市民投票の実施を決定したときは、直ちにその旨を告示するとともに、請求代表者及び議会の議長にその旨を通知しなければならない。

(投票日)

- 第12条 市長は、前条第3項の規定による告示の日から起算して31日を経過した日から90日を超えない範囲において、市民投票の期日（以下「投票日」という。）を定めるものとする。
- 2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により定めた投票日が本市の区域内で行われる選挙の期日と同一の日となったときは、投票日を変更しなければならない。
- 4 市長は、災害その他やむを得ない理由により第1項の規定により定めた投票日に市民投票を実施することが著しく困難であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該投票日を変更することができる。
- 5 市長は、前2項の規定により投票日を変更したときは、直ちに変更後の投票日を告示しなければならない。

（情報の提供）

- 第13条 市長は、市民投票を実施する際には、当該市民投票に関する必要な情報を市の広報その他適当な方法により市民に提供しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、正確性、公平性及び中立性の保持に努めなければならない。

（投票運動）

- 第14条 市民投票に関する投票運動は、自由にこれを行うことができる。この場合において、その運動は、買収、強迫等により投票資格者の自由な意思を拘束し、若しくは不当に干渉し、又は市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはならない。

（投票資格者名簿の調製）

- 第15条 市長は、規則で定めるところにより、投票資格者名簿（第12条第2項の規定による告示の日の前日（投票資格者の年齢については投票日）現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。
- 2 第9条第2項から第5項までの規定は、投票資格者名簿及びその抄本について準用する。この場合において、同条第4項中「3日以内」とあるのは、「投票日の前日まで」と読み替える。

（投票所）

第16条 投票所（第19条第1項に規定する期日前投票の投票所（以下「期日前投票所」という。）を含む。）は、市長が指定した場所に設ける。

2 市長は、投票日の7日前まで（期日前投票所にあつては、第12条第2項の規定による告示日）に、投票所を告示しなければならない。（投票することができない者）

第17条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

3 投票日（第19条第1項に規定する期日前投票にあつては、当該投票を行う日）において、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

（投票の方法）

第18条 投票は、一人1票とする。

2 投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票日に自ら投票所に行き、投票しなければならない。

3 投票人は、前項の規定による投票に当たっては、投票所において交付される投票用紙の選択肢から一つを選択し、当該投票用紙の所定の欄に○の記号を自書し、投票箱に入れる方法により投票しなければならない。

（期日前投票等）

第19条 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票を行うことができる。

2 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票を行うことができる。

3 前条第3項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字による投票を行うことができる。この場合において、当該点字は自書とみなす。

4 前条第3項及び第21条第3号の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

（開票所及び開票日）

第20条 開票所は、市長が指定した場所に設ける。

2 市長は、あらかじめ開票所の場所及び開票の日時を告示しなければならない。

(無効投票)

第21条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の記号を記載したもの
- (3) ○の記号を自書しないもの
- (4) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの
- (6) ○の記号を投票用紙の選択肢のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (7) 白紙投票

(投票結果の告示等)

第22条 市長は、市民投票の結果が判明したときは、直ちにこれを告示し、かつ、当該市民投票の請求代表者及び議会の議長に通知しなければならない。

(投票及び開票に関するその他の事項)

第23条 この条例に定めるもののほか、市民投票に係る投票及び開票については、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）並びに流山市公職選挙法令施行規程（昭和54年流山市選挙管理委員会告示第17号）の規定に基づき行われる本市の議会の議員及び市長の選挙の投票及び開票の例による。

(再請求の制限期間)

第24条 第22条の規定により市民投票の結果について告示があったときは、当該告示の日から2年が経過するまでの間は、当該市民投票における市民投票事項と同一又は同旨の事項について第4条第1項の規定による請求を行うことができない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 52 号

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市家庭児童相談員及び流山市母子・父子自立支援員の業  
務について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部  
改正により児童相談所から市町村への事案の送致が可能になっ  
たこと等に伴い、業務の専門性及び業務量を考慮し報酬の額を  
増額するためである。

流山市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例

流山市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例  
(平成14年流山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第4中

「

家庭児童相談員	月額 95,200円
母子・父子自立支援員	月額 95,200円

」

を

「

家庭児童相談員	月額 125,000円
母子・父子自立支援員	月額 100,000円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の流山市特別職の職員で非常勤のものものの報酬  
及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の勤務  
について適用し、同日前の勤務については、なお従前の例による。

議案第 53 号

流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部改正に伴い、流山市議会議員の選挙におけるビラの作成の公費負担について定めるためである。

流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成19年流山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

流山市議会議員及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例

第1条中「流山市長」を「流山市議会議員及び流山市長」に、「法第142条第1項第6号」を「同条第1項第6号」に改める。

第2条本文中「流山市長」を「流山市議会議員及び流山市長」に改め、「候補者」の次に「（以下「候補者」という。）」を加える。

第4条及び第5条中「法第142条第1項第6号」を「選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の流山市議会議員及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 54 号

字の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域及び名称を別冊調書のとおり変更する。

平成29年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業地区等の字の区域及び名称を整備し、地域住民の利便の向上を図るためである。

議案第 55 号

千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議をするに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成29年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正することについて、地方自治法の規定に基づき、関係地方公共団体と協議をするためである。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約  
千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）  
の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

（16）軽自動車税の賦課徴収に関する申告書（市町村へ直接提出されるものを除く。）の受付

別表第2に次のように加える。

第3条第1項第16号に掲げる事務

千葉市 銚子市 市川市 船橋市  
館山市 木更津市 松戸市 野  
田市 茂原市 成田市 佐倉市  
東金市 旭市 習志野市 柏市  
勝浦市 市原市 流山市 八千代  
市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市  
君津市 富津市 浦安市 四街  
道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市  
白井市 富里市 南房総市 匝  
瑳市 香取市 山武市 いすみ市  
大網白里市 酒々井町 栄町  
神崎町 多古町 東庄町 九十九  
里町 芝山町 横芝光町 一宮町  
睦沢町 長生村 白子町 長柄  
町 長南町 大多喜町 御宿町  
鋸南町

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 56 号

工事請負契約の締結について  
市は、次の工事請負契約を締結する。

平成29年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の名称  | 流山市立おおたかの森小学校校舎増築工事（建築工事）                   |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札                                      |
| 3 | 契約の金額  | 265,680,000円                                |
| 4 | 契約の相手方 | 流山市三輪野山四丁目18番地の60<br>株式会社中村組<br>代表取締役 中村 文隆 |

## 参考資料

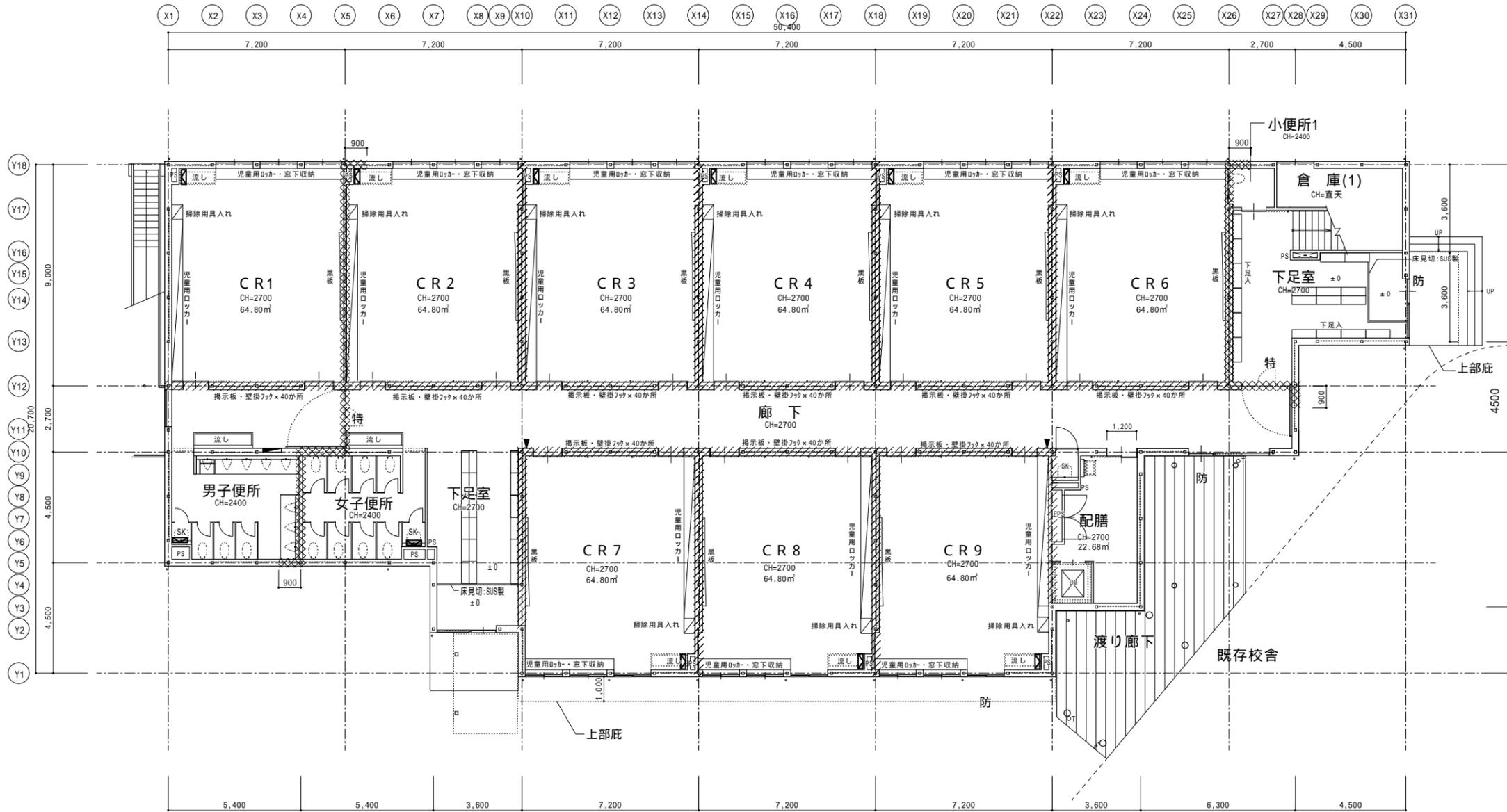
### 流山市立おおたかの森小学校校舎増築工事（建築工事）概要

- 1 工事場所 流山市市野谷 6 2 1 番地の 1
- 2 概 要
  - (1) 工 事 概 要 流山市立おおたかの森小学校校舎増築工事
  - (2) 構 造 ・ 規 模 鉄骨造  
地上 2 階建て  
普通教室 1 8 教室
  - (3) 敷 地 面 積 3 4 , 0 2 6 . 5 6 平方メートル
  - (4) 建 築 面 積 9 1 0 . 2 4 平方メートル
  - (5) 延 べ 床 面 積 1 , 8 1 3 . 2 8 平方メートル
- 3 工 期 議会の議決の日の翌日から平成 3 0 年 3 月 2 0 日まで
- 4 設 計 千葉県習志野市津田沼一丁目 1 5 番地 1 1 号  
相和レジデンス 1 0 1 号  
株式会社相和技術研究所東関東支社
- 5 施 工 流山市三輪野山四丁目 1 8 番地の 6 0  
株式会社中村組
- 6 工 事 費 2 6 5 , 6 8 0 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 業 者 経 歴 表

会 社 名	株式会社中村組			
自 己 資 本 額	134,917千円 (資本金額 20,000千円)			
所 在 地	本 社	流山市三輪野山四丁目18番地の60		
許 可 年 月 日 号 及 び 番 号	平成29年1月31日 国土交通大臣許可(特-28)第8421号		土木工事、舗装工事 とび・土工工事、建築工事	
	平成29年1月31日 国土交通大臣許可(般-28)第8421号		管工事 造園工事 水道施設工事	
営 業 種 目	土木工事、建築工事、舗装工事、とび・土工工事、管工事、水道施設工事、造園工事			
代 表 者	代表取締役 中村 文隆			
過去2か年の年間平均完成工事高  (単位:千円)	区 分	官 公 庁	民 間	合 計
	平成27年9月期	564,258	84,454	648,712
	平成28年9月期	453,146	78,548	531,694
	平 均	508,702	81,501	590,203
過去の主な工事経歴	工 事 名	流山市立小山小学校校舎増築工事(杭工事)		
	発 注 者	流山市		
	工 事 金 額	95,850,000円		
	工 期	平成27年12月2日から平成28年8月31日まで		
	受 注 形 態	元請		
	工 事 名	流山市立西初石中学校エレベーター設置工事及びトイレ改造工事(建築工事)		
	発 注 者	流山市		
	工 事 金 額	120,204,000円		
	工 期	平成27年6月18日から同年12月28日まで		
受 注 形 態	元請			
工 事 名	指定廃棄物一時保管施設整備工事(ボックスカルバート設置工)			
発 注 者	流山市			
工 事 金 額	144,315,000円			
工 期	平成27年1月16日から同年6月30日まで			
受 注 形 態	元請			



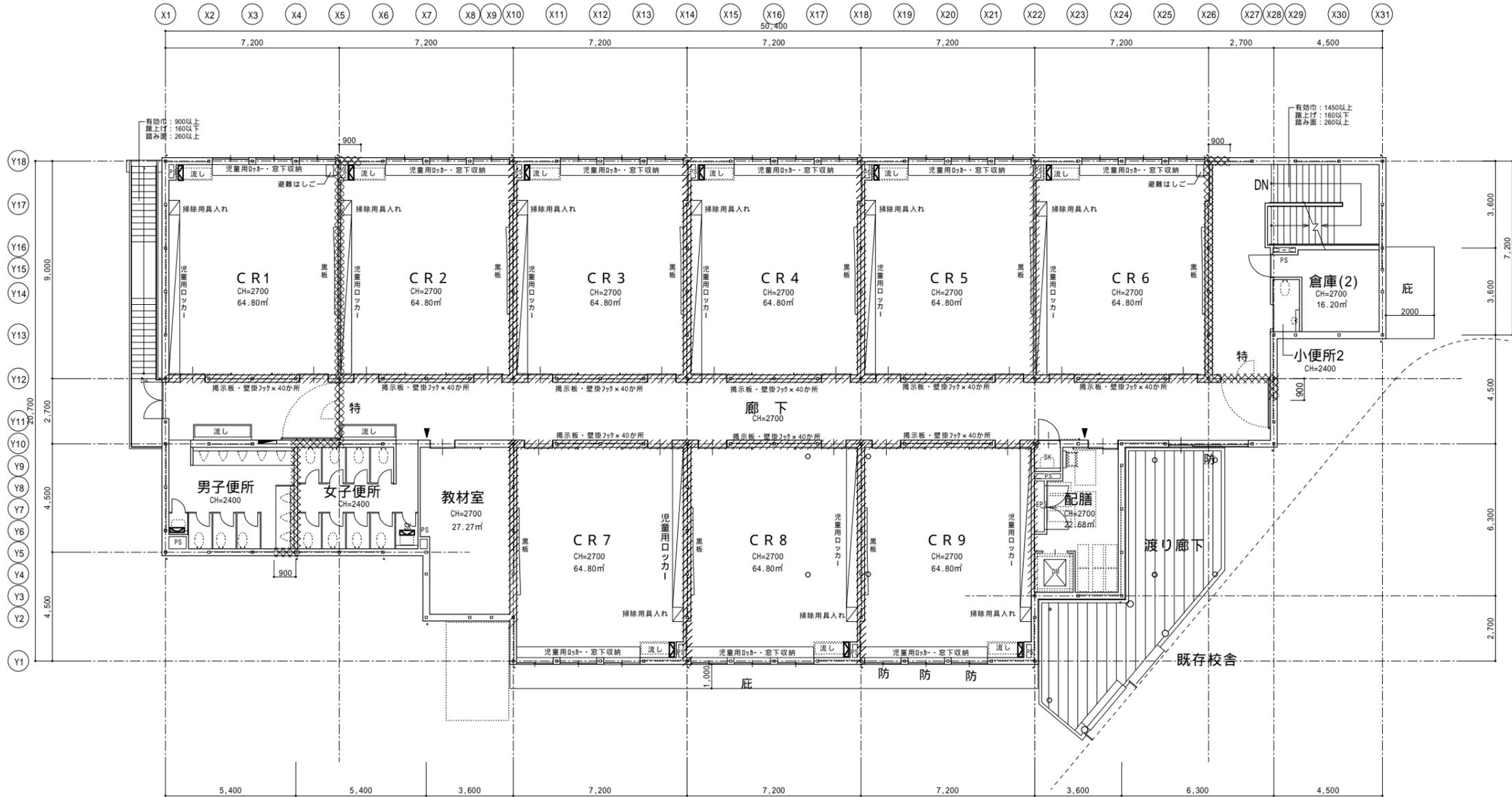


1階平面図

仕様凡例	
	鉄筋コンクリート壁 (RC壁)
	コンクリートブロック間仕切壁 (CB壁)
	スチールパーティション (不燃)
	軽量鉄骨間仕切壁 (LGS壁)
	軽量鉄骨間仕切壁 (LGS壁・耐火仕様)
	軽量鉄骨間仕切壁 (LGS壁・遮音仕様)
	移動間仕切壁 (スライディングウォール)
	ガラスブロック
	防火扉 (特記なき限り100A) 防塵網付
	防火扉 カラーV-P管 (特記なき限り100A)
	防火扉 中継ドレイン (特記なき限り100A用)
	防火扉 縦引ルーフトレイン (特記なき限り100A用)
	防火扉 横引ルーフトレイン (特記なき限り100A用)
	オーバーフロー管
	丸環: 100 ステンレス製19
	手摺 (仕様は詳細図による)
	床下点検口600×600 (完全防水防臭型充填タイプ・鍵付)
	床下点検口600 (完全防水防臭型充填タイプ・鍵付)
	防火扉 (一部くぐり戸付)
	シャッター
	人通り600 (両側ステンレス製手掛タラップ付)
	通気管200 / 2、通気管100
	通気管100
	釜場 H=500
	壁点検口600角 (枠: 塩ビ製)
	消火器ボックス (壁埋込型)、ABC粉末消火器10型
	消火器ボックス (壁掛け型)、ABC粉末消火器10型
	電気盤 (電気設備工事)
	屋内消火栓 (機械設備工事)
	屋内消火栓 (消火器ボックス付) (機械設備工事)

凡例	
	: 令第112条第1項に規定する防火区画 (面積区画) (1時間耐火構造)
	: 令第114条第2項に規定する区画 (小屋裏又は天井裏まで) (45分耐火構造)
	特: 閉鎖特定防火設備 (常時開放式 煙感知器連動)
	防: 防火設備 (法第2条9号の二、ロに規定する防火設備)
	: 壁プレース位置を示す
	: 建物入口を示す

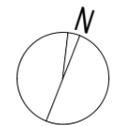




2階平面図

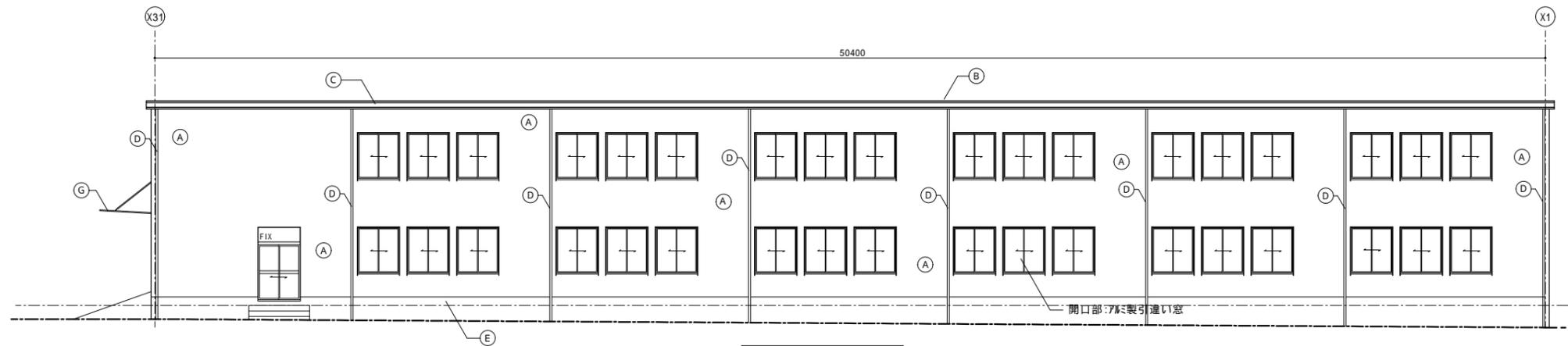
仕様凡例	
	鉄筋コンクリート壁 (RC壁)
	コンクリートブロック間仕切壁 (CB壁)
	スチールパーティション (不燃)
	軽量鉄骨間仕切壁 (LGS壁)
	軽量鉄骨間仕切壁 (LGS壁・耐火仕様)
	軽量鉄骨間仕切壁 (LGS壁・遮音仕様)
	移動間仕切壁 (スライディングウォール)
	ガラスブロック
	落下口 (特記なき限り70A) 防塵網付
	縦樋 カラーV P管 (特記なき限り70A)
	中継ドレイン (特記なき限り70A)
	縦引ルーフドレイン (特記なき限り70A)
	横引ルーフドレイン (特記なき限り70A)
	オーバーフロー管
	丸環: 100 ステンレス製19
	手摺 (仕様は詳細図による)
	床下点検口600×600 (完全防水防臭型充填タイプ・鍵付)
	床下点検口600 (完全防水防臭型充填タイプ・鍵付)
	防火戸 (一部くくり戸付)
	シャッター
	人通り口600 (両側ステンレス製手摺タラップ付)
	通気管径200 / 2、通気管100
	通気管100
	釜場 H=500
	壁点検口600角 (枠: 塩ビ製)
	消火器ボックス (壁埋込型)、ABC粉末消火器10型
	消火器ボックス (壁掛け型)、ABC粉末消火器10型
	電気盤 (電気設備工事)
	屋内消火栓 (機械設備工事)
	屋内消火栓 (消火器ボックス付) (機械設備工事)

凡例	
	: 令第112条第1項に規定する防火区画 (面積区画) (1時間準耐火構造)
	: 令第114条第2項に規定する区画 (小屋裏又は天井裏まで) (45分準耐火構造)
	特: 閉鎖特定防火設備 (常時開放式 煙感知器連動)
	防: 防火設備 (法第2条9号の二、口に規定する防火設備)
	: 壁プレース位置を示す
	: 建物入口を示す

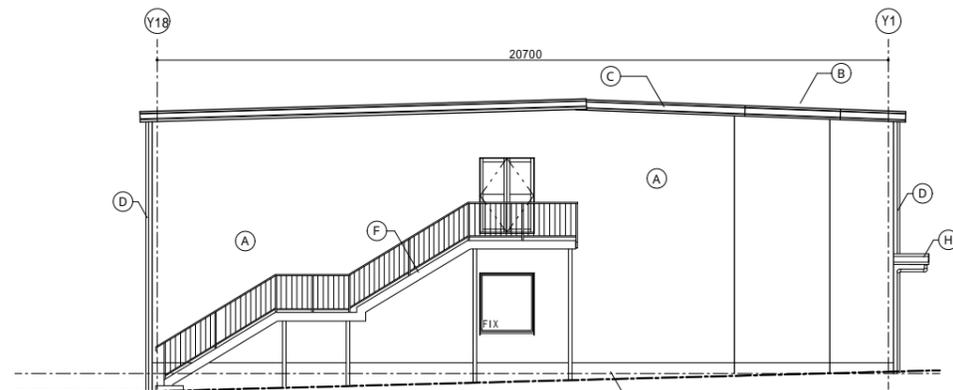


(A)	外壁:防火サイディング(7)16(塗装品)金具留め工法
(B)	屋根:長尺ガルバリウム鋼板折板葺き(ア)0.6(ハゼ締め)
(C)	鼻隠しパ 柵:加-鋼板(ア)0.5 H=300(既製品)
(D)	縦樋:カラーVP管75A
(E)	幅木:樹脂モルタル薄塗り
(F)	鉄骨階段
(G)	アルミ庇
(H)	ルーフトレッキ庇

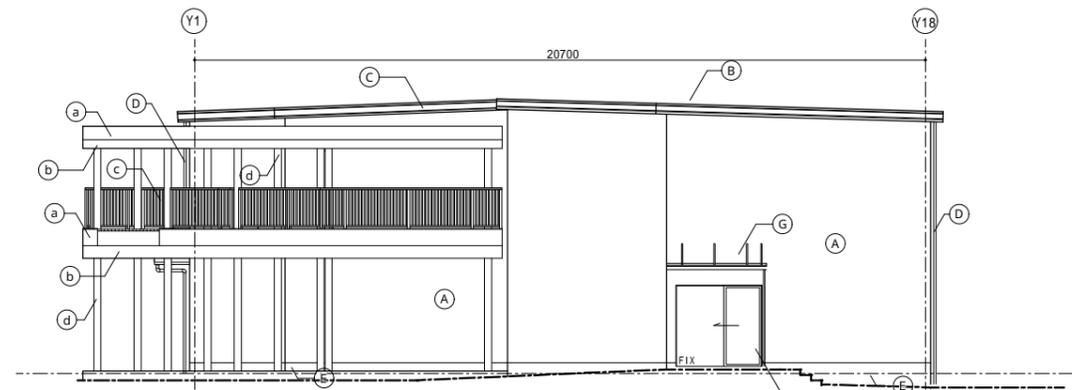
(a)	外壁:打放しAフッ素樹脂クリアー塗装
(b)	外壁:ケイカル板 t5 EP
(c)	アルミ手摺
(d)	柱:SOP



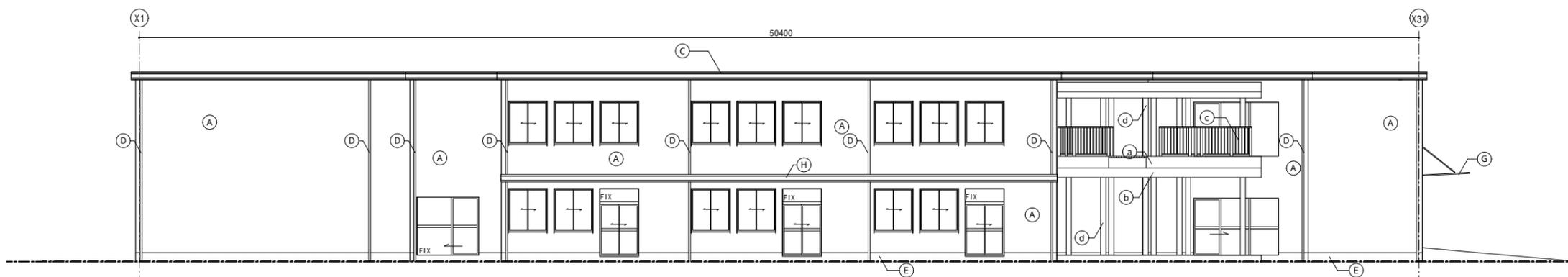
北側立面図



西側立面図



東側立面図



南側立面図

議案第 57 号

工事請負契約の変更について

市は、平成28年流山市議会第4回定例会で議決を経た工事請負契約を、次のとおり変更する。

平成29年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

- 1 契約の名称 新スポーツフィールド整備工事
- 2 変更前契約金額 275,400,000円
- 3 変更後契約金額 312,876,000円
- 4 変更による増額分 37,476,000円
- 5 契約の相手方 流山市三輪野山四丁目18番地の60  
中村・山崎特定建設工事共同企業体  
構成員 流山市三輪野山四丁目18番地の60  
(代表者) 株式会社中村組  
代表取締役 中村 文隆  
構成員 流山市大字鱒ヶ崎414番地の4  
株式会社山崎建設工業  
代表取締役 山崎 弘幸

参考資料

新スポーツフィールド整備工事変更概要

1 工事場所 流山市大字下花輪地先

2 概要

(1) 工事概要 新スポーツフィールド整備工事

(2) 構造・規模 多目的広場、駐車場等、調整池、附帯設備

3 主な変更項目及び内容

(1) 工事内容

	項目	変更前	変更後
ア 多目的広場・調整池			
(ア)	多目的広場面積	24,154.55平方メートル	30,878.45平方メートル
(イ)	調整池貯留量	約7,500立方メートル	約7,700立方メートル
イ 附帯設備			
(ア)	防球ネット①	高さ 4メートル 長さ 537メートル	高さ 4メートル 長さ 642メートル
	防球ネット②	高さ 10メートル 長さ 373メートル	高さ 9メートル 長さ 405メートル
(イ)	外灯	8基	9基
(ウ)	散水栓	4基	5基
ウ 道路整備			
(ア)	地盤改良 (追加)	—	道路箇所 700平方メートル
(イ)	ガードレール設 置 (追加)	—	ガードレール 62メートル
(ウ)	交通標識 (追加)	—	規制及び警戒標識 17基
(エ)	道路安全施設 (追加)	—	歩車道境界ブロック 721.9メートル 反射板 188個

(2) 工 期

変更前	変更後
平成28年12月15日から 平成29年12月15日まで	平成28年12月15日から 平成30年 3月20日まで

(3) 敷地面積

変更前	変更後
53,572.23平方メートル	53,399.03平方メートル

4 設 計 流山市江戸川台東4丁目167番地  
株式会社新日本コンサルタント千葉営業所

5 施 工 流山市三輪野山四丁目18番地の60  
中村・山崎特定建設工事共同企業体

# 位置図

常磐自動車道

仙台グリーンセンター

ほっとランド

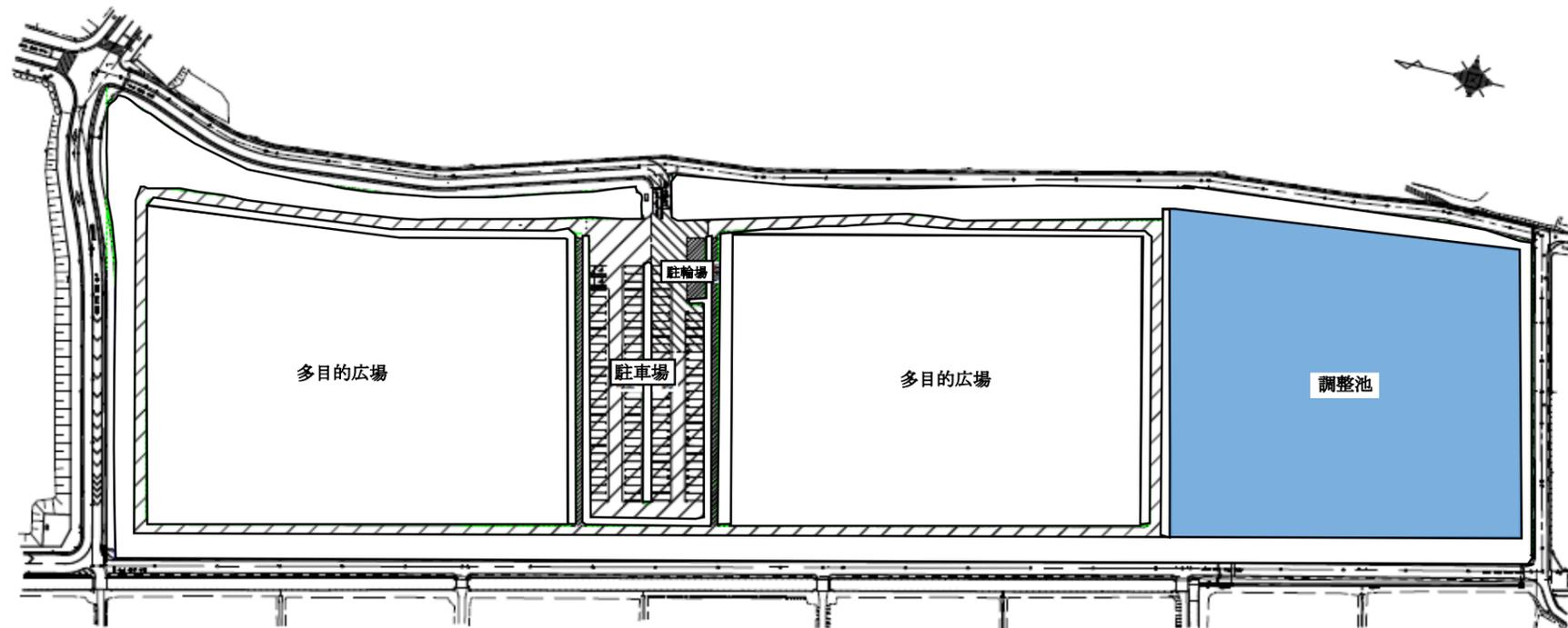
工事場所



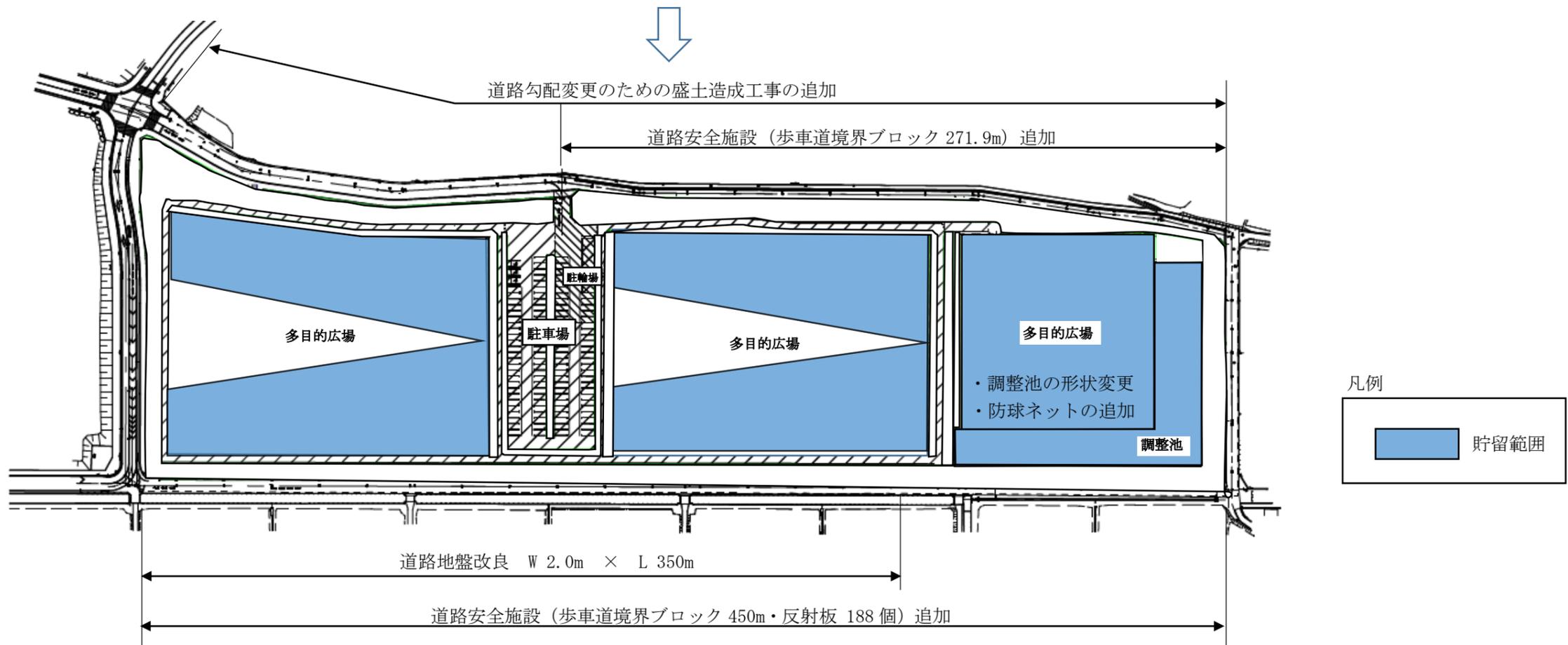
# 新スポーツフィールド整備工事

## 施設平面図

変更前



変更後



議案第 60 号

平成28年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定によ  
り、平成28年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委  
員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 61 号

平成28年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 62 号

流山市教育、文化及びスポーツ施設整備等基金条例の一部を改正  
する条例の制定について

流山市教育、文化及びスポーツ施設整備等基金条例の一部を改正する  
条例を別紙のとおり制定する。

平成29年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市教育、文化及びスポーツ施設整備等基金の設置の目的  
の改正及びこれに伴う所要の改正を行うためである。

流山市教育、文化及びスポーツ施設整備等基金条例の一部を改正する条例

流山市教育、文化及びスポーツ施設整備等基金条例（平成20年流山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

流山市教育、文化及びスポーツ振興基金条例

第1条中「施設の用地取得及び建物等の新設、改築等（以下「施設整備等」を「の振興（以下「教育等の振興」に、「流山市教育、文化及びスポーツ施設整備等基金」を「流山市教育、文化及びスポーツ振興基金」に改める。

第6条中「施設整備等」を「教育等の振興」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の流山市教育、文化及びスポーツ施設整備等基金条例の規定により積み立てられた現金は、この条例による改正後の流山市教育、文化及びスポーツ振興基金条例に規定する基金に属する現金とみなす。

議案第 63 号

流山市文化芸術振興条例の一部を改正する条例の制定について  
流山市文化芸術振興条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）の一部改正により、法律の題名が改められたこと等に伴い、基本理念の改正その他所要の改正を行うためである。

## 流山市文化芸術振興条例の一部を改正する条例

流山市文化芸術振興条例（平成26年流山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 流山市文化芸術基本条例

第1条中「文化芸術の振興に関する基本理念」を「本市における文化芸術に関する施策についての基本理念」に改め、「市民等」の次に「、学校等」を加え、「文化芸術の振興に関する施策」を「文化芸術に関する施策」に改める。

第2条第1項中「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改める。

第3条第2項から第4項までの規定中「の振興」を「に関する施策の推進」に改め、同条第5項中「の振興」を「に関する施策の推進」に改め、「市民等」の次に「、学校等」を加える。

第4条中「の振興」を削る。

第9条を第10条とする。

第8条中「の振興」を削り、同条を第9条とする。

第7条中「の振興」を「に関する施策の推進」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（学校等の役割）

第6条 学校等は、学校等の施設における文化芸術活動の充実を図るよう努めるものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 65 号

平成28年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 66 号

流山市廃棄物処理施設建設基金条例の一部を改正する条例の制定  
について

流山市廃棄物処理施設建設基金条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定する。

平成29年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市廃棄物処理施設建設基金の設置の目的の改正及びこ  
れに伴う所要の改正を行うとともに、基金への積立てが指定  
された寄附金額を積立ての対象として追加するためである。

流山市廃棄物処理施設建設基金条例の一部を改正する条例

流山市廃棄物処理施設建設基金条例（平成4年流山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

流山市廃棄物処理施設整備等基金条例

第1条中「の建設」を「の新設、改築、修繕等（以下「整備等」という。）」に、「流山市廃棄物処理施設建設基金」を「流山市廃棄物処理施設整備等基金」に改める。

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）基金への積立てが指定された寄附金額

第6条中「建設」を「整備等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の流山市廃棄物処理施設建設基金条例の規定により積み立てられた現金は、この条例による改正後の流山市廃棄物処理施設整備等基金条例に規定する基金に属する現金とみなす。

議案第 70 号

平成28年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定によ  
り、平成28年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別  
冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年8月31日提出

流山市長 井 崎 義 治

議案第 71 号

平成28年度流山市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成28年度流山市水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 72 号

平成28年度流山市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成28年度流山市下水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 73 号

流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり制定する。

平成29年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）及び公営住  
宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）の一部改正に伴  
い、引用条文の整備を行うためである。

流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
流山市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年流山市条例第  
24号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第14条第1項、第39条及び第40条中「第11条」を「第12  
条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 74 号

平成28年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定によ  
り、平成28年度流山市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見  
を付けて議会の認定に付する。

平成29年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

報告第 14 号

平成28年度健全化判断比率について

平成28年度流山市の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて報告する。

平成29年8月31日報告

流山市長 井崎 義治

平成 2 8 年度健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	3 . 7	3 6 . 3

報告第 15 号

平成28年度資金不足比率について

平成28年度流山市の公営企業会計に係る資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて報告する。

平成29年8月31日報告

流山市長 井崎 義治

平成 2 8 年度公営企業会計に係る資金不足比率

(単位：%)

流山市土地区画整理事業特別会計	流山市水道事業会計	流山市下水道事業会計
—	—	—

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年8月31日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年6月15日

流山市長 井 崎 義 治

### 記

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名     | 土木部道路管理課の職員が公用車を運転し、新深井新田橋を通行しようとした際、対向車とすれ違うため後進したところ、後方に待機していた相手方の自動車と接触したことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成29年5月22日  |
| 3 | 発 生 場 所   | 流山市大字深井新田145番2地先  |
| 4 | 相 手 方     | 千葉県野田市花井140-4<br>株式会社 野田ハッピー  |
| 5 | 解 決 方 法   | 和解による。  |
| 6 | 和解成立年月日   | 平成29年6月15日  |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。  |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 202,392円  |

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年8月9日

流山市長 井 崎 義 治

### 記

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名     | 経済振興部流山本町・利根運河ツーリズム推進課の職員が物品配布を終え、市役所に帰庁するために公用車（市が賃借している自動車）を店舗駐車場から後進させたところ、ブロック塀に公用車の左側前部が接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成29年7月12日   |
| 3 | 発 生 場 所   | 流山市加6丁目1324番地  |
| 4 | 相 手 方     | 東京都港区西新橋一丁目3番1号<br>日立キャピタルオートリース株式会社   |
| 5 | 解 決 方 法   | 和解による。   |
| 6 | 和解成立年月日   | 平成29年8月9日  |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。   |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 60,685円  |